

令和4年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月6日開会～12月7日閉会

双葉町議会

令和4年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	5
行政報告	7
報告第21号	9
議案第82号から議案第93号までの一括上程	9
議案第82号から議案第93号までの提案理由の説明	9
一般質問	11
5番 菅野博紀君	11
1番 山根辰洋君	25
散 会	39

第 2 日 (12月7日)

議事日程	41
出席議員	42
欠席議員	42
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	42

職務のため議場に出席した者の職氏名	4 2
開 議	4 3
議事日程の報告	4 3
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 8 5 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 8 6 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 8 8 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	5 1
発言の取消し	5 2
議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	5 7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	5 8
議員派遣の件	5 8
閉 会	5 8

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

4 双葉町告示第 3 2 号

令和 4 年第 4 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 1 1 月 1 6 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 4 年 1 2 月 6 日 (火)
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和4年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
第13回全国原子力発電所立地議会サミット報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について
専決第21号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 議案第82号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第86号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第87号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第89号 土地の取得について
- 日程第15 議案第90号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第91号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第92号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第93号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 一般質問

5番 菅野博紀君

1番 山根辰洋君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、山根辰洋君、2番、小川貴永君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月30日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月7日までの2日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第13回全国原子力発電所立地議会サミットの報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、山根辰洋君。

（産業厚生常任委員長 山根辰洋君登壇）

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、山根辰洋です。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。双葉町内の安全・安心な生活環境整備について、その他。

調査は、令和4年10月12日、11月8日の2回行いました。

調査の内容は、当常任委員会の所管である住民生活課より双葉町内の安全、安心な生活環境整備について説明をいただき、課題について調査を行いました。調査の結果、防犯灯、上水道などのインフラ整備が不十分であることや、有事の際の初動マニュアルの早期整備、町内クリーンアップ作戦などの取組、住民との協働推進、夜間の防犯対策の強化などの意見が出されましたので、委員会の報告としまして次の5点を提言いたします。

短期的な取組としまして、①、有事の際に重要な地区防災計画の早期完成と訓練の実施及び避難所の設定。災害初動計画が未整備であることから、計画の早期策定、訓練の早期実施に向けて取り組むこと。

②、老朽化水道インフラの整備計画の着手。震災前より課題であった老朽化した水道管の改修計画を整備すること。

中長期的な取組としまして、①、個人・企業等の地域活動参画推進。町内での安心、安全な生活を実現するためには、行政組織、町民主体の取組も重要であるが、中野地区復興産業拠点に立地する企業との連携も不可欠であり、交流会やボランティア活動、防災講座等の実施について検討。

②、住民協働を促進させるための組織づくり。上記の提言の実現に向け、役場関係課の連携強化、体制の構築の検討。

③、住民ニーズを把握する情報収集の仕組みづくり。町の生活環境の変化に合わせ、居住者のニーズ把握を早急に進めること。

④、継続的な予算確保。安心、安全な生活環境整備に必要な予算確保、関係団体への要望活動の実施。

以上、要点を申し述べ、報告とします。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和4年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月5日から第15回市町村対抗福島県軟式野球大会が開催されました。双葉町チームは、1回戦で金山町チームに快勝し、2回戦では白河市チームと対戦しましたが、惜しくも敗退してしまいました。練習が思うようにできない状況でありながら、避難先から選手たちが集まり、精いっぱいプレーされている姿に、スタンドからもたくさんの声援と拍手が送られていました。

9月17日、岸田文雄内閣総理大臣が、秋葉賢也復興大臣、太田房江経済産業副大臣、内堀雅雄福島県知事とともに来町され、新庁舎の視察をされた後、町職員との意見交換会が行われ、職員から町の現状や今後の復興への思いを述べさせていただきました。

9月23日、双葉郡8町村の芸能や物産が楽しめるイベント、ふたばワールド2022 in 双葉が双葉町産業交流センター特設会場において開催されました。会場では、町内事業者の方たちも出店した郡内の物販、飲食のコーナー、ふたばふるさとマルシェや子供たちが体を使って楽しめるふたば子どもパークなどのブースが設けられ、また特設ステージにおいては各町村の芸能発表などが行われ、会場を盛り上げました。各ブースとも多くの人でにぎわいを見せていました。

9月26日、JR双葉駅西側に整備中の駅西住宅のうち北エリアで先行整備しました25戸が完成し、入居が決定されている皆さんへの鍵引き渡し式を役場で開催しました。また、鍵引き渡し式終了後には、当日出席された皆さんがそれぞれ入居される住宅の内覧と、入居される方々の顔合わせが現地で行われました。

10月8日、第9回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催され、双葉町チームは初戦で会津坂下町と対戦し、最後まで奮闘しましたが、残念ながら敗退となりました。前日までの雨により、グラウンドコンディションが悪い中、選手の皆さんは最後まで粘り強くプレーされていました。

10月12日、野中厚農林水産副大臣が来町され、双葉町の農業の復興等に向けた重点要望として要望書を手交した後、町の現状と農業復興への支援継続などについて懇談が行われました。

10月22日、幼稚園、小中学校による合同文化祭梅檀祭が、仮設校舎体育館で開催されました。昨年と同様に会場が密にならないよう、観覧される保護者を入れ替えるなど、新型コロナウイルス感染対

策を徹底し、園児、小学生による劇や演奏、中学生は「私たちが伝えます・・・双葉の今」と題し、特定復興再生拠点区域の解除後となる9月に町内を初めて訪問し、現状についてまとめたものを発表していました。また、小学4年生から中学3年生は、標葉せんだん太鼓保存会の皆さんからご指導をいただいたせんだん太鼓を披露するなど、日頃の練習の成果を存分に発揮しました。

10月26日と27日の2日間、郡山市ビッグアイにおいて第33回双葉町総合美術展及び第7回双葉町民作品展覧会が開催され、町民の皆さんが制作された多くの作品と、友好町である京丹波町の方が作成した作品を展示しました。両日ともたくさんの方にお越しいただき、出展された作品をゆっくりと御覧いただきました。

11月5日、双葉町産業交流センターにおいて、双葉町合併70周年記念式典を挙行いたしました。昭和26年4月1日に旧新山町と旧長塚村が合併し、昨年度合併70周年を迎えておりましたが、双葉町内で記念式典を開催したいとの思いから、今年度挙行いたしました。式典には、復興副大臣をはじめ国、県、町等の関係者約80名のご臨席を賜り、詩人である和合亮一様に双葉町のために制作いただいた詩「双葉の丘」を朗読していただくなど、厳粛な式の中においても感動のある式典となりました。

また、式典では功労表彰として6名の方を表彰し、功労章並びに表彰状と記念品をお贈りしました。さらに永年勤続表彰として4名の方、感謝状として4名及び3団体を表彰し、表彰状と記念品をお贈りしました。表彰を贈られた皆様には、これまで地方自治の発展や住民福祉の向上、並びに双葉町民への支援に貢献されましたことに対して心から感謝の意を申し上げますとともに、双葉町の復旧、復興に向けた諸課題への対応に今後とも一層のお力添えをお願い申し上げた次第です。

11月9日から11月25日まで、福島県内外11会場において町政懇談会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大が心配される中、感染予防対策を行い、合計11回開催し、約160名の町民の方々にご出席いただきました。今回の町政懇談会では、まず私から挨拶の中で町の復興に関する取組状況について報告した後、担当課長から特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等に関する説明を行い、町民の皆さんからご質問やご要望、ご意見等をいただきました。町政懇談会で出されたご意見等は、今後の町議会等で内容を報告するとともに、町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

11月13日と14日の2日間、勿来地区文化協会主催による勿来地区市民文化祭が開催され、総合文化展においては郡山市ビッグアイに引き続き、双葉町民作品展覧会が開催され、町立小中学校の児童生徒の書道や絵画など、多く作品が出展されました。勿来地区総合芸能祭では、双葉町からコーラスふたば、標葉せんだん太鼓保存会、J Aスマイル大正琴、双葉町民謡同好会の4団体の皆さんが出演され、勿来地区の皆さんとの文化交流を図りました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、専決処分の報告が1件となります。提出議案については、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、指定管理者の指定が1件、土地の取得が1件、令和4年度補正予算（案）が

4件、合わせて12件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第21号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第21号 専決処分の報告について、専決第21号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第21号 専決処分の報告について、専決第21号 越田1号線外1路線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてであります。これは令和4年6月16日、令和4年第2回双葉町議会定例会において議決をいただき、令和4年9月22日専決処分により変更契約締結しました工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第21号を終わります。

◎議案第82号から議案第93号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第82号から日程第18、議案第93号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第93号までを一括上程いたします。

◎議案第82号から議案第93号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第82号から議案第93号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第82号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。地域再生計画の規定により、地方活力向上地域内において地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、当該特別償却設備を新設または増設した事業者に対して課する固定資産税の不均一課税の措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第83号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、期末手当を0.1月引き上げるために改正するものであります。

議案第84号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、期末手当を0.1月引き上げるために改正するものであります。

議案第85号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、給料月額を若年層に重点を置き、引き上げる改正をするものです。さらに期末手当及び勤勉手当についても勧告に伴い、年間支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるために改正するものであります。

議案第86号 町道路線の廃止についてであります。中野地区復興産業拠点の整備、JR常磐線に架かる歩道橋の撤去準備、前田川復旧工事に伴い町道路線を整理するため、同法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第87号 町道路線の認定についてであります。中野地区復興産業拠点の整備及び前田川復旧工事に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線に認定するものです。

議案第88号 指定管理者の指定についてであります。これは双葉町産業交流センターの指定管理者を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第89号 土地の取得についてであります。中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,014万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は234億9,301万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減などにより8,481万1,000円を減額いたしました。

財産収入には、土地の売払い収入により236万4,000円を追加いたしました。

繰入金は、公共下水道事業特別会計繰入金や公共施設整備基金繰入金の増などにより3,194万6,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、心の復興事業補助金の増などにより794万3,000円を追加いたしました。

農林水産業費は、山田地区伐木除草工事の減により1億円を減額いたしました。

教育費は、仮設校舎等管理運営費の増などにより438万9,000円を増加いたしました。

災害復旧費は、公共土木施設災害復旧事業費の増などにより700万円を追加いたしました。

諸支出金は、公共施設整備基金積立金の増などにより3,131万4,000円を追加いたしました。

議案第91号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億6,164万7,000円となります。

歳入は、県支出金に保険給付費等交付金310万5,000円、繰入金に一般会計繰入金94万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に手数料60万円、保険給付費に高額療養費に係る負担金として80万円、国民健康保険事業費納付金に介護納付金分の額確定により264万8,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第92号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億6,695万4,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金2,227万円を減額し、諸収入に雑入として原子力損害賠償金2,227万円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費に下水道総務費1,763万9,000円、下水道維持費130万円を追加し、予備費を1,893万3,000円減額いたしました。

議案第93号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億24万7,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計からの事務費等繰入金33万9,000円、諸収入に介護認定審査会運営費負担金過年度分返還金72万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に33万9,000円、予備費に72万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時40分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議席番号5番、ただいま議長からの一般質問の許可が出たので、一般質問を3つほどやらせていただきたいと思います。

まず1つ目、双葉町帰還について、町では令和4年8月30日に一部区域での避難指示が解除されました。このことにより、双葉町役場機能が双葉町内に戻り、双葉町民も居住できるようになりました。

が、現実的に教育施設や医療施設の整備、今後の双葉町の財政など、行政として様々な課題を抱えていると思いますが、課題解決に向けた町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町への帰還について、教育施設や医療施設の整備など、今後町の財政の課題解決についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんの居住が開始され、町の復旧、復興事業として今後公共施設等の整備や修繕なども必要となりますが、国庫支出金や県支出金を状況に応じて確保すること、さらに町が設置している特定目的基金の積極的かつ柔軟な活用により、一般財源の抑制を図ってまいりたいと考えております。

今後の財政の課題につきましては、町の自主財源の要である税収の確保が根幹として挙げられます。現在被災者の各種税負担の軽減を図るため、町条例により減免措置を継続しているところですが、本年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を果たしたことから、今後の税収確保に係る町の考えを整理していく必要があると考えており、並行して今後も継続する復旧復興施策の推進のため、それらに係る財源措置を国等関係機関に対して粘り強く求め続けていくとともに、特定目的基金等を有効活用し、安定的な財政運営を図りたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） いろんな交付金やいろんなものとなりますけれども、実際解除前に整備しておかなくてはならないことはいっぱいあると思うのです。例えば9月の議会中にもちょっと町民の方から連絡があって、子供がいるけれども、双葉に戻りたい。だけれども、戻れない。それは学校施設の問題です。そうなったときに、行きたい学校と町で指定する学校が違う。学校がない、イコール学校だけの問題ではないのです。学校も条例的にどうなのかなと、今の現状は。条例を整備しないでやっちゃってというものもいろいろあると思うけれども、学校施設、イコール避難場所というのも結構あると思うです。

11月22日の新聞で、北海道三陸沖地震がマグニチュード8を想定した、国として12月16日から対策に各市町村と入るとなったときに、双葉町、僕避難場所とか大丈夫なのかなというのが一つあります。この役場も確かにあります。だけれども、30メートル級といいますと、前回の3.11の倍ぐらいなのかな。その防風林とスーパー堤防ができた時点で、その前の3月11日の時の半分、被害が軽減できるという話だったみたいですけれども、実際に中途半端な部分がかかなりあって、それが今度30メートル級が、この地域かどうか分からないですけれども、なったときに、最初に津波は川を上がってきます。ここまで到達してしまうのではないかと、そういうことも想定した中で、そうなればなつたで後出しですね、完全に新聞のニュースというのは。国も対策に入るといっているのであれば、それに向かって学校施設とか避難場所、高いところ、例えば地盤がいいところ、倒壊しないようなところというの

も施策の一つにどんどん入れていかななくてはならないと思うのです。いろんな第3次復興計画等々つくっているかもしれないけれども、大枠のものはそれでいいのかもしれないですけども、本当に必要なものというのを考えなくてはならないと思うのです。医療施設も整備しています。それも実際に言ったら、週に3回ではどうなのかなというのが1つ、2つ。緊急が富岡、あとは南相馬のほうにという話になったときに、高齢者になればなるほど帰宅が難しいのかな。帰還が。そういうのをやる中で、解除したことによって、今度固定資産税とかそういったものも発生してきます。そういうものの細かいことの問題をどのように解決していくのかという質問なのです。

それで、例えば本当に双葉、今学校がない、何がないとって、解除したのに町内に学校がなくて、よその地域に学校があるというのは、これはまたちょっと異例だと思うのです。こちら辺の地域はそうなのかもしれないですけども、他町村では自分の町へ戻している傾向があるのですけども、そういう対応も多分教育委員会ではなくて、設置者は双葉町行政のほうなので、そこら辺もどのように考えているのかな。第3次復興計画等々にそういうものが入ってなくて、大枠のものしか、大枠のものというか、双葉町の復興というのがぼんやりして、何をしたいのかがちょっと見えなくなっている。

さっき言った町長の答弁の中で税金とありました。税金も例えば本当に今いろんな企業さんが来てくれていますけれども、企業が来たからって、それが税金に直結するものではないと思うのです。今回出ている議案の中でも、明日にでも質問しようと思っているのですけれども、実際に言ったらやっぱり本社機能をこちらのほうに持ってきていただいて、ちゃんとやっていくところが、初めてそれが税金、入ってくる入り部分です。今出す部分しかないのかな。基金も確かにあります。700億円を超える基金がありますけれども、その中で本当に使えるお金というのは、本当に100億円もない、50億円もないぐらいの多分財政調整基金に当たる部分だと思うのです。そのほかにも一部はあると思うのですけれども、期限付とか、何年以内に使わなければ返ささいとか、これにしか使えないよという目的基金であるので、それだけを当てにしてやってしまうと、建物行政とって今まで建物を建てる、それを管理するために町の予算が一般財源で出さなくてはならないという、あまりいい方向には進まないと思うのですけれども、必要なものは確かに必要だと思うのです。だけれども、要らないものは要らないと思うし、あと充実の面で言えば、例えば医療施設とか、逆にここに国立病院を造っていただけのような話を、逆に言ったら本当に双葉郡の広域圏組合とかそういうところで議論も必要なのかな。診療所ではなかなか対応できないことを、国立病院というのを、広島、長崎は医療に関しては医師不足とかそういうのはないのです。それは何でかと言ったら、原爆の影響で国がちゃんとお金を支払うよという方向性のものがあってやっているの、皆さんここにお暮らしの方々、私は双葉の議員なので、双葉のことを言えば、帰ってきた人にちゃんとした医療を与えてもらいたいというものがあるので、そういう検討も自分たちだけでできないことを、そのために国や県があると思うのですけれども、そこら辺のお考えをお聞かせください。

あと、学校施設です。本当に子供を持っている親が戻ってこれる状況ではないと思うのです。そういう小さな声かもしれないですけども、できれば双葉の学校に入れたいという意思があった方なのですけども、それがかなわないけれども、双葉に戻りたいと。であればという方向性、教育委員会には今回出していないので、答弁はいただけないですけども、方向性をいろんな面から行政としても与えることと、あと双葉町内に学校がなくていわきにあるということで、実際条例等々に抵触ないのでしょうか。そこら辺お聞きいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校施設、避難所、税収、あと医療施設のおただしがメインだと思います。学校施設に関しましては、これは前にも一般質問の時に教育長のほうからお答えさせていただきました。これは、確かに戻ってこられる人のための施設としては絶対必要不可欠なものだというふうに我々捉えておりますが、ただこれはコロンブスの卵と一緒に、卵が先か、鶏が先かの話になってしまうのですけれども、一番我々この学校施設に関して対応しなくてはならないというのは、施設の規模感というのをどうしてもなかなか今の現状では把握できづらい状況だと思っています。いわゆる戻ってこられる方、今の現状では少人数だろうというふうなことは想定できるわけです。そうした場合、将来町の発展、復興、さらには人口増加等々となったときに、規模感を最初に見誤って造ってしまうと、また二度手間、三度手間になってしまう可能性があるだろうということが一つ考えております。そういった部分で、そのタイミングというのは当然そう遠くない時期に教育施設に関しては造っていくような状況になりますが、もうちょっと時間をいただいて、今後の推移というのを見させていただきたいというふうに考えております。

また、避難所としての教育施設の対応ということで、今回の東日本大震災の時には耐震工事をしておりました中学校、北小学校、これが避難所ということで当時対応したわけです。今現在北小学校も中学校も校舎そのものは残って、耐震工事をしておりますから、修復可能な状況になっているというふうに考えておりますし、特に中学校に関しては地盤が岩盤で、非常に安定的な状況だというふうには町としては把握しています。そういったことで、まず早急に中学校の体育館の補修改修というのをして、町民の皆さんのそういったいろいろな緊急災害、そういうふうな場所としても一時的な場所として対応できるような施設というふうにも考えておりますし、戻ってきた町民の皆さんの健康増進のための施設としても利用可能なような場所にできるのではないかとというふうに考えております。

いずれにしても避難所もどういうふうな状況、先ほど申し上げたような30メートルに達するような津波であれば、今回スーパー堤防、さらには防災林をやったからといって被害が出ないということはないわけですから、より高台で安定的な地盤にというふうなことは考えていかなければならないと思います。これもなるべく早い時期にその判断をさせていただきたいと思います。

医療施設、こちらに関しましては議員ご存じだと思いますけれども、平成23年4月に県立大野病院

と厚生病院の統合ということで、本来ですと統合病院で双葉厚生病院もそれなりの診療科目を持って開設する予定になっていましたが、残念ながら3月11日にこういう状況になってしまったので、それが白紙というか、今現在対応できない状況になっております。しかしながら、戻ってきた町民の皆さんには高齢者の方が多いということも現在考えられますので、医療施設、診療施設というのは絶対必要不可欠だということで、厚生連の協力の下、診療所ということで来年には開設できるような運びになっております。さらには、医師がもう一人協力をいただける話を内定しておりますので、診療3日間というふうな対応になると。それでは充足しているかという、充足はしていないので、今後町として、また双葉地方として早急にやらなくてはならないのは、県立大野病院の早期の再開、これは必要不可欠ですし、県としてもそういう意向を示しております。そういったことで、二次医療が完結できるような病院として、県立大野病院の再開というのは早期に進めていくべきだというふうに考えておりますし、そういうふうな協議会も立ち上がっておりますので、それは県のほうにも強く要望していきたいというふうに考えております。

あとは、財源の問題ですけれども、これはやっぱり地方自治体というのは税収がベースになっておりますから、議員言われたように、産業復興拠点の誘致した企業、本社機能が双葉町に来れば、これは一番いいことですけれども、残念ながら他の自治体でも誘致している企業で本社機能が来ているというのはほとんどないのが現状であります。そういった部分で、いかにして税収を上げていくかということでは、ある意味雇用を創出することにつながっておりますから、そこで働く人たちが双葉町に住んでいただくということもある意味税収につながっていく一つの手法になるだろうというふうに考えておりますし、今後そういったような税収の上がる取組というのはいろいろと考えていかななくてはなりませんし、一方では避難指示を解除したことにより固定資産税の問題というのは出てきます。これは、先行した避難指示解除をした自治体の近隣町村の対応を見ながら、町としても他の町村と同等には税収の部分で、ある意味矛盾するかもしれませんが、町民の皆さんの負担の軽減ということは考えていかななくてはならないと考えています。

教育施設が仮設学校ですけれども、いわき市にあることに関して、条例に抵触しているかないかということですが、これは条例には抵触しないというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

他の地域というか、また僕は安全神話が始まったのかなと思っています。というのは、今の現状だと、もう事故はないというような話だったのですけれども、今現在もう放射能はまだ出ていると思うのです。そういう面で考えれば、解除してもちろんとした責任は取っていただきたいというのが実際のところで、国もそれを指示するのは当たり前だと僕は思っているので、税制面とかそういう面ではちょっとここ引いてしまってどうなのかなというのがあります。

あと、学校施設に関しての条例というのは、普通に考えれば自分の地域になくて、ほかのところに

あるというのはどうなのかなというのと、あと先ほど答弁いただいた中学校だと大丈夫ではないのかなという話があったのですけれども、それであれば置けば置くほど改修費が増えていくと思うのです。1年延ばせば延ばすほど、どんどん改修というのははしなくてはならないところが出てくると思うのです。あるものの活用というのを前にも一般質問でしたときがあるのですけれども、そこでわざわざ建てるのではなく、いる生徒を賄えるだけの中学校が大丈夫であれば、ある程度はできるのかなという部分が、どうしても来たいという方にはそういう対応も考えなくてはならないと僕は思っています。町長の考えをそこら辺お聞きしたいです。近々よりも、いつと。学校の転校時期というのは、やっぱりできれば年度、3月、4月、それか夏休み、冬休みを絡めたものだと思うので、そういうようなことを考えれば、今年度できる部分はもう多分今年は無理だと思うのです、今年度は。来年度やりますよとか何とかというのを、やっぱり必要なものに対しては、求めている人がいるのであれば、少人数でも解除したのであれば、そこはやらなくてはならないのかなと私は思っています。

あと、北小とかそういうものもありますけれども、北小も何かクラックが建物に入ったりなんかという事情もあるので、例えば改修するのか、解体するのかというのもどんどんやっていかなくてはならないし、それで利活用という部分でいろんな面ありますので、そこら辺町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、学校再開の件と北小の改修、この2件でよかったのかなというふうに考えますけれども、学校再開に関しましては当然検討を始めていかなくてはならないと思っています。いついつかというふうな、年度というようにおただしでしたけれども、これに関しては今ここでいつというふうなことはお答えすることはできません。検討を始めるということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、北小の利活用に関しましては、今検討していただいている委員会、協議会がありますので、そこでの考え方がしっかりとまとまってきた時点で判断をしていきたいと、そういうふうに考えております。方向としては、北小の場合、耐震補強工事もしてありますし、校舎部分に関しては利用、改修可能ではないかというふうに捉えています。ただ、後ろの部分では断層というほどではないのですけれども、壊れている部分がありますから、そちらの活用に関してはちょっと慎重にしていかななくてはならないなど。後ろというか、北側です。そこのほうがちょっと損傷が大きいところがありますから、その部分は今継続して検討していかななくてはならないと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。これは、また3月にでも質問をもう一回出させてもらいたいなと思いますので、あと2つあるので、次の質問、双葉町除染についてに入りたいと思います。

双葉町では、多くの帰還困難区域がありますが、除染計画の作成など国との協議はどの程度進んで

いるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町の除染について、帰還困難区域における除染計画の作成など、国との協議についてのおたただしですが、本町での帰還困難区域は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除により、議員が言及されたとおり、町域の約85%とその大半を占めております。残る帰還困難区域全域の避難指示解除は、本町での重要な町政課題の一つであります。

国においては、昨年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にて決定された特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方により、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、町の復興、再生に責任を持って取り組むとの決意は揺らぐものではないと明記されております。その上で、残る帰還困難区域については、まず2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めるという方針が示されております。

本町においては、国と共催で今年5月から6月にかけて住民の皆様説明会を行うとともに、8月には国と共同で特定復興再生拠点区域外の帰還、居住に向けた帰還意向調査を実施いたしました。これまでのところ、11月14日時点で対象世帯410世帯のうち208世帯から返送がありました。その208世帯のうち90世帯から帰還意向ありとの回答をいただいております。引き続き意向調査の回答の受付は行わせていただきます。

議員おただしの今後の除染計画の作成など、国と協議の進捗程度についてですが、国で決定した特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針に基づきまして、住民の皆さんからいただいた帰還意向の確認を踏まえて除染を進めていくこととなります。国においては、除染の手法、範囲について、当町と十分に協議をしながら検討することとなっており、今後事前立入りの調査が行われると聞いております。現時点では、除染計画などは具体的に決まっておりませんが、国の方針によると帰還意向調査の結果を踏まえ、具体的な除染範囲等の検討が進められていくと承知しています。今後帰還のご意向のある住民の皆さんのご自宅を含む必要な箇所につきましては、生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全、安心に万全を期すためにしっかりと除染を行うよう国に求めてまいります。

また、帰還困難区域の除染は、過日の住民説明会の際に、令和6年度をめどに開始すると国から説明がありましたが、与党東日本大震災復興加速化本部から本年9月に第11次提言の中で、大熊町、双葉町でモデル事例となるよう先行的に除染に着手するよう提言され、政府へ提出されております。町としましては、早期の避難指示解除を目指すためにも、国に対し本提言を踏まえた対応を求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

町長、ちょっと見方を変えて、ご提案という形であれなのですけれども、除染というのはかなり国も嫌がっているのか、手をつけたくないように私は思います。この前もちょっとあそこ、東京の原子力立地の町村議会のあれに東京に行ってきました。そのときにカーボンニュートラルという説明のお話を聞いたのですけれども、その内容に関しては出すほうをやめよう。だから、原発をやろうというように僕は聞こえたのです。だけれども、実際に言うと、カーボンニュートラル、またはカーボンニュートラルの前は二酸化炭素、地球温暖化問題がいろいろあって、いろんな事例とかもちょっと調べさせてもらいました。森林がすごく大事で、ここの地域の森林が例えば林野庁、県には森林台帳というのがあるみたいで、あるのですね、これが。それで、樹木、森林とかそういうのも四、五十年たつと、実を言うと二酸化炭素を吸収しなくなる、酸素を出さなくなるというようなデータも出ているらしいのです。だからこそ、やっぱり切って、植え替えしてというのがすごく大事なことらしいのです。水もきれいにしてくれて何とかというのもいろいろ考えたときに、カーボンニュートラルと同時並行の除染というのを国にご提案したらどうなのかな。先進地域として、県も国も入っていただいて、我々の町村、町職員ではなかなかできない部分だと思うのです。この双葉町の85%のところに森林をつくるというわけではなくて、ちゃんと木の植え替えをして、ちゃんと樹木を育てるということは、もう何十年単位の話になってくると思うのです。最低でも結果が出るのは10年とか15年、20年かかると思うのです。最短でも5年ぐらいかかるのかなと思いますけれども、国との協議の中でこのカーボンニュートラル事業と除染事業を一緒にしていただくというのはどうなのかなと。

今多分木を切ったとしても、汚染土の問題でなかなかこれ販売できるようなものではないというのはあるのですけれども、今浪江さんでもやっているチップにしたりなんかにして燃料にできるものもあるわけではないですか。せっかく中間貯蔵の施設もあるので、そういうようなカーボンニュートラルと除染を一緒に合体したようなことをやれば、国、県から直轄事業で、しかも技術者を出してもらってできるような方向になるのかななんて思っているのです。それに加えて地球温暖化にも協力している。もっとあれなのは、やっぱり山から水が流れてくるわけですから、汚染もなくなるわけです。山がちゃんとしていれば、植物プランクトンとかそういうもので回遊魚、海まで全部つながるわけです。そういう面でプロジェクトとしてはすごく大きな話にはなると思うのですけれども、そのことによってまた双葉町も栄える、それで自然環境にも優しくなるような、逆に国にご提案しながら、先進地としてやっていけば、除染も、ましてや地球温暖化、パリ協定とかいろいろやっていますけれども、結果が実際にはあまり出ていないのが、日本は本当にやっているのかなというのが、一部ではほかの国の分をお金で買おうとか何とかという話まで出てきているので、そういうちゃんとした取組の中に当町双葉町、ここまで原子力発電所の事故によりいろんなことがあった中で、一番最初に協力できる地域だと私は思うのですけれども、町長のお考えを。そうすれば、帰還困難区域の住民の方も、計画的に何年後ぐらいには除染が終わるよとか、そういうのも具体的なものが出てくるのかなと私は思う

のですけれども、町長、そこら辺どうでしょう。除染、除染といってもなかなかやってもらえないのであれば、今の世の中に沿ったカーボンニュートラル2050、日本で今やっているのは原子力発電所を動かして、二酸化炭素とか温室効果ガスを出さないようにしましょう、減らしましょうとやっているけれども、作るほう、酸素を作るほうを先進的にやっている地域が僕はないと思うのですけれども、そこら辺、町長どういうふうにお考えか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

2050年のカーボンニュートラル、カーボンゼロということで、簡単に考えると要は地球上で二酸化炭素を排出しなければ、これは達成できるということなのです。今現在日本はどうかというと、原子力発電所は全てとはいいませんけれども、ほぼ停止していて、いわゆる化石燃料を使った発電所ということでCO₂の排出は抑制されない。これが現状だと思っています。先ほど全国原子力所在市町村協議会の話だと思うのですけれども、いわゆるカーボンニュートラル、原子力発電所というのはCO₂を排出しないからということの意味も多少あるのかなというふうに聞いていました。原子力発電所の再稼働に関しては、我々は答える立場にないというふうを考えておりますので、まずCO₂をどうやって抑制していくかということが、将来の我々の取組、まさに双葉町は原子力の災害でこういう状況になっておりますから、原子力を頼らないでカーボンニュートラルを達成できるような町としての取組、その一つとして森林行政、今日本の森林行政というのはご存じのとおり、針葉樹林が大多数です。杉とか松とかいろいろな木材はほとんど針葉樹林です。では、何で針葉樹林よくないのかというと、簡単に言うとCO₂を吸収して酸素を生成するという機能がないということなのです。世界の中で酸素を供給している、生産しているという言い方をしても間違いではないと思いますけれども、その大半がアマゾンだと言われております。残念ながらアマゾンもどんどん開発されて、広葉樹林がなくなっていることによって、CO₂の排出抑制が進まないのと、温暖化にいつているというのも一つの考え方として言われているはずです。

そういったことを考えると、今議員言われた森林行政の部分で、今山の除染というのが、キワ除染で20メートルというルールで、それ以上はできないと。そうすると、完璧な除染というのは不可能な状況になるだろうというふう考えられます。それで、その針葉樹林を伐採することによって木の植え替え、広葉樹林を植林することによってCO₂を抑制し、さらには酸素を供給できるようなものになるという考え方がベースになるのだろうというふうに思います。これは双葉町でも当然やっていかなければならないことだと思いますが、これはもう日本国内でやっていくような事業に転換していかないと、CO₂の問題というのは日本だけではなくて、全世界でそういう考えが起きなければ難しいというふう考えております。当然こういうときですから、モデル地区としてこの被災地がそういうものから運動を始めるのというのは非常にいい考えだと思います。これは国のほうにも、我々として国がどこまで対応してくれるかは今後の協議の仕方だと思いますが、これは交渉する価値はあるなと

いうふうに考えています。

一方で、海に関しても広葉樹林をちゃんと植林することによって水の浄化というのが進むというふうに言われています。ですから、例えば宮城県とか岩手県などでは取る漁業から作る漁業ということで、山に植林をして、水を浄化するという取組が行われているというふうに聞いております。残念ながら福島県ではそういうところを行っているところは私は聞いたことがありませんけれども。そういうふうなことの取組というのは、将来を含めて全体的にやっていかななくてはならないことなのだろうというふうに思います。いずれにしても、これ二酸化炭素の抑制をすることによって温暖化を防いでいくというのは、今大体当たり前の考えになっていますから、そういうふうなことも今後双葉町でもしそういうふうなことが国として理解をして、双葉町モデルとしてやっていただけるようなことができれば、一つの原発被災地として復興の取組としては非常にスポットを浴びるのではないかとというふうに考えておりますから、機会がありましたら国のほうに今議員からお話のあったようなことを、できるできないかということから、まず話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

将来の双葉町を考えたときに、住民を考えたときに、できるかできないかというよりも、話を始めるとか、スタートするということが僕は大事だと思っています。逆に言えば、本当に自然環境を守るというのは町おこしの一つだと思うのです。自然環境を守れば、この地域に次の世代、その次の世代と進んでいけるような場所をつくるのも、僕は町おこしの一つだと思っています。

先ほどの付け加えなくてはならないなと思うのは、逆に言うと除染の予算があるではないですか。その除染の予算と、要は予算が2つ出るわけではないですか。それを合わせてやることによって、除染とカーボンニュートラルというか、森林とか、そういうものに対しての取組が2倍になるのかなと、簡単に言うことです。2倍にはならないと思いますけれども、予算が出る方向性になるのかなと私は考えています。例えば林野庁と環境省、あれですけども、一緒に技術者を出してもらってやってもらうことによって、我々のような小さい行政にすると、そういう問題というのはすごく大きいけれども、できない問題だと思うのです。できない問題であれば、やっぱり先に手を挙げてやることによって、技術者を全部出してもらって、双葉町の職員は今災害業務等いろんな業務が、通常業務等いろいろいっぱいあると思うので、手が回らないと思うので、それを国、県に任せてできるような体制ができるといいなと私は思っています。それは町長、今ご答弁いただいたように、できるできないは別としても、ぜひとも国に要望していただけるとありがたいなと思います。

それで、では3番目の補償・賠償についてに入りたいと思います。令和4年11月10日に文部科学省から、福島第一原子力発電所事故に伴う国の賠償基準、中間指針を見直す方向が示されましたが、被害実態に合った賠償基準ではないように思います。原子力損害賠償紛争審査会委員の方々が審議しているこの内容は、双葉町民の今後の生活再建や人生に大きく関わる問題であり、双葉町として意見す

る場が必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、補償・賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の審議で、町として意見する場が必要とのおたただしですが、議員おただしのいわゆる中間指針についてですが、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償に当たっては、原子力損害賠償紛争審査会が原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、この原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針及び追補を策定し、被害者の生活や事業の再建の速やかな再建に大きな役割を果たしてきました。

他方、この事故による原子力災害について提起されていた集団訴訟のうち、7つ集団訴訟に関して本年3月に最高裁判所決定により、東京電力の損害賠償額に係る部分の高等裁判所判決が確定しました。これら確定した7つの判決において認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額が、中間指針の目安と異なることや、判決間でも相違が認められております。そのため本年4月に開催された第56回原子力損害賠償審査会において、中間指針の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、法律の学識権者を専門委員に任命し、各判決における中間指針等の内容についての評価、中間指針等には示されていない類型化が可能かなどについて、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターにおける事例の情報提供も受け、詳細に調査、分析を行い、今年11月10日に専門委員より同審査会へその最終報告が提出されました。

この最終報告における論点について、本町においては過酷避難状況による精神的損害、故郷喪失・変容による精神的損害、そして精神的損害の増額事由の3点を特に注視していく必要があると考えております。1つ目は、過酷避難状況による精神的損害については、放射線に関する情報が不足する中で、被曝の不安と今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着のみ着のまま、取るものも取りあえぬ過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的損害は、中間指針ではこれを考慮しているとは言いがたいとして、新たに類型化して慰謝料算定の考え方を新たに示すこととし、その損害は避難生活に伴う日常阻害慰謝料とも時間的にも内容的にも重なり合う部分を有すると考えられることから、加算要素とすることが適切であると考えられると示されております。

2つ目の故郷喪失・変容による精神的損害についてですが、具体的な慰謝料額の算定に当たって、各判決との比較で適正な金額を算定するため、各判決の許容額から日常生活阻害慰謝料等の金額を控除した残額を参考とすることが考えられると示されております。

3つ目に、精神的損害の増額事由については、ADRセンターでの総括基準で定められていた増額事由のうち、要介護状態にあること、身体または精神の障がいがあること、これらの者の介護を恒常的に行ったこと、懐妊中であること及び乳幼児の世話を恒常的に行ったことについては、避難生活が通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きくなるのが一般的であり、該当するか否かの認定、あ

るいは程度の判定が比較的容易であることから、中間指針において類型化することは、東京電力への直接請求手続において広く適用されることが期待されるので、被害者に対して迅速に、かつ手続の負担が少ない形で賠償が行われることを第一に、中間指針での類型化に当たり目安額を設定するのが望ましいと示されております。いずれも今後原子力損害賠償紛争審査会において、第5次追補の策定の中で議論がなされると聞いております。

議員より、中間指針の見直しのベースとなる最終報告書の内容が、被害実態に合った賠償基準ではないとのご指摘をいただきました。中間指針の役割は、多数の被害者を迅速、公平かつ適正に救済すること、多数の被害者に共通する一定の損害額を示すことなどで、被害者の迅速な救済を促進して、紛争の深刻化や長期化を防いできたものでもあります。今回の最終報告書は、中間指針に示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等について考え方を示したものです。今後原子力損害賠償紛争審査会において、この最終報告書を踏まえて中間指針の見直しを含めた対応の要否について議論を進めていくこととなります。

被害者の被害の内容や程度などは、個々の避難の状況や避難生活の対応でそれぞれ異なりますので、中間指針は全ての被害実態に合った賠償基準は示すことはできません。そもそも中間指針で類型化されたものだけが賠償すべき損害ではありません。中間指針の位置づけとして、中間指針で対象とされていなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。被害の救済という点では、東京電力は3つの誓いとして、最後の一人まで賠償の貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重を掲げ、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで被害者に寄り添い、賠償を貫徹すると宣言していることから、町民の皆さんの損害は漏れなく賠償を貫徹していただくのは当然でありますし、東京電力が被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情に配慮した誠実な対応をするべきと考えております。

また、原子力損害賠償紛争審査会での本町として意見する場が必要ではないかというご指摘がありました。今年8月に原子力損害賠償紛争審査会の現地視察の際、中間指針の見直しも含めた対応の要否の検討や中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被害者と直接意見交換が行われました。この意見交換には、同審査会の委員のほかにも専門委員も出席されておりましたので、今後の中間指針の見直しの議論の中でも考慮されるものと考えております。町としましても、引き続き原子力損害賠償紛争審査会の現地視察での被害自治体との意見交換の場で意見を述べさせていただきます。まずは、今回の専門委員からの最終報告書が、原子力損害賠償紛争審査会での議論の中で損害がどのように類型化され、賠償額が算定されるのかなど、どのように中間指針の見直しとして反映されるのか、注視してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

町長、町政懇談会みたいに委員の方々、ちょっと町民の話を聞いていただきたいなというのが僕一つの要望なのです。人それぞれ違って、代表で多分そういうふうになった人たちの状況というのは多分違うのと、中間指針自体が最低の基準を決めるための集まりだと思っています。これいろんな委員の方々をちょっと調べさせていただきました。ほとんど弁護士です。最低基準ということは、最低基準を決める最終指針が出ない限り、その積み上げはできないということです。万が一最低基準が決まりました、これだけで終わりですといたら、多分日本という国が賠償に関してはおかしくなってしまうのかなと。国民としての権利、権限がなくなるのかなというのが、ちょっと僕は不安なところだと思います。みんなが同じ、年収もみんな同じ、生まれてから亡くなるまで同じなんていう人はなかなかいないわけです。将来がある人も、こんなことを言うと、将来があまりない方とか、そういう人が同じということはないのに、賠償に関しては全部同じになっているわけです。

今言った過酷避難、もうこれ完全に過酷避難です。これが増額とか何とか、精神的なものとか、そういうものに対してはみんなかなりあったと思うのです。介護しているから何とかとか、子育てしている人たちもいじめ問題とかいろんな問題があった中で、もうちょっと町自体も行政としても入っていただきたいのですけれども、ぜひともこの方たち、すごく無駄にいっぱいいらっしゃるのです。この方たちがその責任を持って日本の賠償という責任の中で、責任が取れる方々なのだろうなと思っております。これだけいけば、弁護士の方たち。その発言がどういうふうになるかというのを、この方々がぜひとも双葉町民の話を聞いていただきたい。質問にも、あなたたちの基準とかそういうものも、やっぱり聞くべきだと私は思っています。そういう要望等していただければありがたいと思います。

それで、再質問としましては、時間がもうないので、大体この結果、結果が大体どのくらいに出るのかなというのが、多分現時点では分からないと思いますが、その結果等を問い合わせてもらって、どのくらいの額になって、どのくらいのあれというのをきちっと期間を決めて、もう11年過ぎているので、もう12年になりますね、もうちょっとで。その中でも本当に高齢者の方とか収入がない方、物価が上がって、要は年金等々が本当に物価が上がれば、年金が下がれば、この差がすごく出てくるではないですか。今までだったら、本当に自分ちの庭に畑があったり、田んぼがあったりというので、お金が使わない部分は結構あったのですけれども、それも全部この過酷な避難生活で使わなくてはならないようになるので、すごく本当に将来の先行きを不安に思っている方々が非常にいらっしゃいますので、困っている方々を救うためにも、ぜひともそういう期間等もいついつぐらいになるのかというのもちろん聞きたいなと。その後、本当にそれが終われば、最終指針が出れば最低基準なので、その後の次のステップに進む方もいっぱいいらっしゃると思うのです。

賠償自体が本当に今漁業、農業とか、そういうのは出ているのですけれども、商工業に関しては絶対払わないというような体制も出ているので、もともと双葉にあった商工業者が立ち直れないところがかかなり多くなってきています。ということは、これ町の存続にも関わることなので、ぜひともそういう訴えもしてほしいのと、多分内田会長1人が話を聞くのではなくて、その委員一人一人がちゃ

んとした自覚を持ってやってもらうためにも、本当に被害者の方々の話を聞くべきだと私は思うのです。特に高齢者の方々は本当に苦しんでいます。子育て世代の方も苦しんでいます。苦しんでいない人がいないぐらいに、もう大半が苦しんでいるので、そういう対応を町長にお願いしたいなど。できれば帰還等々、申告外とかも行政に来ている部分とかもご答弁してもらえればありがたいなと思います。これで時間もあれなので、ご答弁をいただき、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、原賠審の対応、これにつきましては前町長時代から双葉町は被害者一人一人の被害実態に合った賠償ということは強く訴えてきましたし、まず何より毎回原賠審の会長ほか委員が来られたときに訴えてきたのは、被害者代表の人を原賠審の中に入れて、いろいろな協議をしていただきたいということは、毎回これ要望してきました。残念ながらそういうことは委員会として実現しなかったというのは現実です。この原賠審のいわゆる指針の見直しの議論ですが、これは本年3月に被害者が原告団になって、損害賠償請求の裁判を7つありまして、ほとんど被害者の方たちが勝訴したという形になっています。それを受けて、3月25日、町では議会と連名で東京電力の復興本社を呼びまして、被害実態に合った賠償の裁判結果を水平展開するようという申入れをしております。それは、どういう形になったかということ、双葉郡町村会、福島県、さらには国を動かして指針の見直しという大きな流れになったというふうに確信しています。その部分では、町、議会の素早い対応というのは、私はいいタイミングで行動、アクションを起こしたのかなというふうに自負しています。それは、今後その結果につながっていくだろうというふうに期待しておりますし、中間指針の見直しということに対しては大きな一石を投じたのではないかというふうに思っています。

問題は、原賠審の人たちが現地視察ということで来られるのです。毎回我々は毎年来て、この現場を見るようにということで原賠審の皆さんにお願いをします。ですが、毎年は来ないのです、現実。前年度の原賠審の内田会長以下委員の皆さんが来たときに、当時佐々木議長と一緒にいたのですが、被害者に出す損害賠償額が多過ぎるという話が原賠審の委員の中で出たという話を我々の前で平気で話をするのです。これに関しては、私と当時の佐々木議長は相当激高して、反論させていただいた経過があります。まず、皆さんが見て被害者の声を聞くということが一番大切ではないかということとそのときも話をしましたし、原賠審の委員の先生皆さんが集まって、その協議をしていただきたいというような話もさせていただきました。しかしながら、その場でぶら下がりて当時の内田会長だと、今もそうですけれども、内田会長だったと思いますけれども、中間指針の見直しは考えていないということをやってしまうのです。これは、非常に我々憤慨しましたし、本当に被災者に寄り添って対応すべき審査会なのかということは、私はずっと疑問に感じていました。それが、今回の裁判結果で大きく方向転換をしたというのが、裁判の結果を見なければできないのかというのが非常に残念なことなのだなというふうに思っています。

本来は、原子力損害賠償紛争審査会そのものがそういうふうな考え方を持って対応すべき組織でありながら、その対応がなされていなかったと。これは事実であります。我々被害自治体の人間が口角泡を飛ばして強く話をしても、残念ながら聞く耳持たぬというふうな対応だったような感じがします。それがこの一つの動きで大きく変わってきた。それが被災された住民の皆さんにしっかりと、皆さんが納得できるような対応が国として最終判断をするべきだというふうに思っていますし、それができなければ何のために被害に遭った人たち、さらにはこの町に戻りたい思いを抱きつつも亡くなられた方たちのことに応えることにはならないだろうと、そういうふうに思っておりますし、まず今回の中間指針の見直しに関してはしっかりと対応していただくこと、そういうふうなことが我々としては望ましいですし、そのためには今後も我々も原賠審だけではなくて、国、担当の省庁にも要望活動はしていかななくてはならないというふうに考えておりますし、町としてはその取組は何ら緩むことなくやっていきたいというふうに考えております。

この判断というのは、どうしても我々はなるべく早くというふうな要望というのは常にさせてもらっていますけれども、残念ながら今回の見直しに関しての議論も、いわゆる2011年からずっと始まって、今11年8か月たっています。それでこんな状況ですので、しっかりと検討していただかなくてはならないということと、早急にというのをちょっと矛盾するかもしれませんが、これ変な判断をされたのでは意味がないことになりますから、しっかりと被害者、被災者に寄り添った対応をしてもらうためには、なかなかでしっかりと議論をするというのは大切だというふうに思っています。帰還に関しては、これはちょっと我々としては判断できるような状況ではないと思っています。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) それは当然今まで待たせたのですから、被害者の皆さんに安心していただけるように、なるべく早い対応ということは当然申し入れていきます。

○議長(伊藤哲雄君) ここで暫時休議します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

(1番 山根辰洋君登壇)

○1番(山根辰洋君) 通告順位2番、議席番号1番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、町の福祉サービス提供の検討状況について。令和4年第1回議会定例会の一般質問において同様の質問をさせていただいた際に、町内居住ニーズを確認した上で、福祉サービスの提供を検討され

ていく旨ご答弁いただきましたが、庁内の役場機能移転後に本件に関する調査を実施したか。また、調査を実施した場合、それに基づく計画の検討が進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町の福祉サービス提供の検討状況について、町の福祉サービス提供についてのおたただしですが、町内に居住される方の要介護度や生活状況などは、介護保険制度の住宅改修申請状況の確認や地域包括支援センターとの連携等を行い、事前にニーズの把握に取り組んでおります。介護サービスが必要な方については、可能な範囲で周辺自治体の事業所と協議するなど、地域密着型サービスなどを利用できるよう取組を進めております。

町内に帰還、居住している町民の方は、双葉町で暮らすことに価値を感じている方が多く、双葉町でいつまでも元気で暮らしていただくためには、今後は町民の皆さんの帰町に当たり、高齢者宅の訪問による見守りや相談により、福祉サービスの需要を調査していくとともに、町社会福祉協議会への委託事業である一般介護予防事業として、双葉町内で社協サロンを12月14日から月1回の予定で実施するなど、生活支援体制の構築、介護予防事業に計画的に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 少し再質問させていただきます。

今12月14日から月1回程度のサロン再開も見越されていたりだとか、ニーズの調査、改修の状況であったり、そういった具体的なサービス申請の状況からニーズを把握しているというのをご答弁いただいたかなと思います。一方で、生活をそういった大きなサービスを利用するまで至らずとも、多少小さなサービスで福祉的なサービスがあれば町内居住をしたいというようなニーズもあるというふうにも伺っているところもあったり、このサービス、段階を経て最後に施設を造るとなると物すごく大きな専門性のあるサービスをつくっていかなくてはいけないと思うのですが、段階を踏んで徐々に機能を回復していくというのがすごく大事になってくるのかなと思うのですが、そのような小さな事業から、できることからやっていけるものに何があるのかというところと、それをやっていくために体制をつくっていくというところも大きな課題があると思うので、担い手の確保だったり、そういったものをどのぐらいのスケジュール感でどういうふうに見込んでいく予定でいるかというのを、今計画をしていきますという回答もいただいたので、どのような検討を進めているかというのをお聞きしたいのが1点というところと、一方でそういった専門サービスの関係団体を町内に拠点を戻すというところに大きな課題もあるのだろうなとは思っていて、その辺り組織のニーズがないというところは大きな課題もあるのかなと思うのですが、それ以外にもいろんな課題がある中で、こういった体制を整えていくためにどんなことが課題として感じていらっしゃるかという、この2点ちょっと再質問させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、段階的な小さなことからということですが、これは一番は議員の質問の中にありました、帰還した住民の皆さんのニーズというのをいかに我々が把握できるかということだと思えます。特に高齢者の皆さんがここに戻って生活する上で何が必要なのかというのもしっかりと把握できる状況でなければ、戻って来てもらった人たちにご不便をかけるような状況になりますから。また、町の直接的なあれではないのですけれども、社会福祉協議会に関しても町に戻るタイミングでという話は前々から実はしていたのですけれども、まずはやっぱりニーズの問題で、どうしてもここに今の状況でということになると難しいというのも現状です。ですから、今その対応などに関しましては原町から、社協の事務所が原町のほうにもありますから、そちらから対応してもらおうような形になっていると思いますが、そういったようなものも含めて、どうしても段階的にやらざるを得ないなというふうに感じています。一気に本来ですと戻ってやってもらうのが一番いいのかもしれませんが、これだけ町民の皆さんが県内外に避難をされている状況だと、これを一つに集約するというのはなかなか難しいことになってくると思っています。詳しい今の具体的な取組につきましては、健康福祉課長に説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 健康福祉課長、高橋秀行君。

○健康福祉課長（高橋秀行君） 山根議員の再質問に説明をさせていただきます。

まず、できることからというおただしですが、現在町長のほうからも答弁ありましたように、社会福祉協議会のほうでは見守り活動のほうもしております。それから、町の保健師のほうも高齢者宅を巡回しまして、どういうサービスが必要であるとか、どういうことでお困りなのか、そういうことについてお互いに情報共有しまして、関係機関の相双福祉事務所ですとか、関係機関と連絡を密にしながら、需要、ニーズの掘り起こしを現在行っております。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再々質問させていただきます。

やはり課題としては、広域分散しているという部分であったりだとか、ニーズ、ここをどう捉えるかだと思うのですけれども、量の問題なのか、それとも1件でもあれば対応していくのかというのは、これはすごく体制づくりのポリシーというふうにもなるので、ここは関係団体の皆さんの状況もあるのかなとは思いますが、一方でやはり少しでもそういったニーズがあれば対応していくというのはすごく重要なことではないかなというふうには私自身はちょっと考えているところでもありました。

ただ、やっぱりそういった大きな課題がある中で、専門組織を一体的に戻していくというのはかなり難しい状況もあるのだろうなと思っていて、一つこれ事例を紹介させていただきたくて、こういう事例をご存じかどうかということと、こういうのを検討できるかどうかということ一つ再々質

聞させていただきたいのですが、1つは小規模多機能自治という発想が今全国的に広がっております。特に進んでいるのが島根県雲南市で、これ全国的に広がりを見せている制度です。

どういうものかという、もともと合併が前提にされているものなのですけれども、合併によって広域化されたことによって、地域のそれぞれのニーズが行政から遠くなるという感覚が住民の皆さん、市民の皆さんにあるという中で、この定義でいくと小規模、おおむね学校区域内、様々な機能を持った分野横断的に統合して、住民自治を住民参画、協働した仕組みで自治を行うというような、そんなような制度になっているのですけれども、双葉町の場合合併による広域化ではないので、ちょっとこれとはずれるとは思いますが、住民の力も借りながら、あとは専門組織がいきなり戻ってくるのが難しいのであれば、住民の横断的な組織をうまく活用しながら福祉サービス、移動支援であったりとか、見守り支援であったりとか、そういったのもつくっていくという可能性があるのではないかなと思っております。

例えば小規模多機能自治の事例でいくと、こういった住民主体の横断的な組織、でも本当にいろいろなあらゆる教育から福祉から、本当伝統芸能まで、多機能を持つ住民の組織を一本化してつくって、そこで仕事として、例えば事例ですと水道局の検針をこの自治組織で受託して一緒に見守りをするといったような、行政だけでは捉え切れない自治のところを、住民の力を借りて実施していくというような仕組みもあって、こういったものをさきの、前回の議会の時でも質問させていただいたと思うのですけれども、広域の自治会、今避難先で自治会とか、自主的に運営されている方とこういったのを運営しながら、より横断的に避難先も含めた形のこういった小規模多機能自治という仕組みをつくっていったって、そこに予算を充てていくというような、そんなようなことも仕組みとしてもう既に事例があるので、考えられるのではないかなというふうに思っております。雲南市の場合は、雲南市のまちづくり基本条例の中に議会とともにこのコンセプトを共有して、条例化して運用しているところがあって、この辺りぜひこういうことも検討できるのではないかと、それは福祉に限らずなのですが、そういった小さな事業、例えば移動支援だったりだとか、そういったものは住民に仕事として切り出していくということであったりとか、例えば専門組織に所属しているのだけれども、副業でこういった自治の組織に入って、資格がある方がサービス提供するといった、住民の皆さんですごくモチベーション高い方をどうにかまちづくりに参加してもらえよう、そんなような仕組み、これが少しヒントになるのではないかなというふうに私自身は思っているところでした。ぜひ小規模多機能というこの制度、ご存じかどうかというところを再々質問させていただきつつ、こういったものが検討可能かどうか、検討していただけるかどうかというところを2点お聞きしたいなと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

小規模多機能のお話ですが、それ自体は私は把握はしておりませんでしたけれども、考え方として理解もできますし、今後検討する価値があるなというふうに今お話を聞いて思いました。一方、今こ

の避難指示解除した自治体何が困っているかという、やはり広域連携の部分をもっと強化していくしかないのかなというふうに私個人としては考えています。例えば広域圏組合で消防であったり、いろいろな部分で広域連携できる部分はやっています。しかし、戻ってきた各自治体が困っているというのは、介護であったり、福祉であったり、この部分というのは恐らく避難指示を解除した自治体、どこも苦労されているのかな。特に遅れて避難指示解除したところというのはこれが一番対応できていない状況になっているのではないかなというふうな感じがしています。ですので、これはできるかどうかということよりも、まずちょっと相談をしたいと思っています。両隣の浪江町であったり、大熊町であったり、お互い恐らく共有する問題というのは、かなり共通の部分というのはあるのだろうというふうに思っています。そういった部分でお互い3町で、3町ということに限りませんが、両隣ということで、そういったところとお互いに助け合うというか、それができるような仕組みづくり、組織づくりを今後検討していく段階かなというふうに感じています。

特に介護関係の特別養護老人ホームとか、そういったものは1町で抱えるというのは、今のこの帰還状況を考えたときにちょっと厳しいなというふうに私個人としては捉えています。でしたら、連携できる各自治体で共同運営管理ということもできる方向性がないのかなというふうな、今後議論をしていきたいと思っています。いずれにしても今のお話は、我々も少し勉強させていただいて、どこができるかできないか、また合併の話も出ましたけれども、これのメリット、デメリットも十分検討してやっていかななくてはならないというふうに考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 質問の2番に行かせていただきます。

公共施設の活用方針について、双葉町復興まちづくり（第3次）において、公共施設・町有地の有効活用・機能向上プロジェクトという内容が盛り込まれていますが、具体的に活用検討が進んでいる施設や町有地があるのか、またある場合にはどのような方針を検討しているか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、公共施設の活用方針について、公共施設町有地の活用検討や活用方針についてのおただしですが、令和4年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第3次）は、これまでの復興まちづくり計画で掲げた双葉町の復興まちづくりの方針を踏襲しながら、避難指示解除以降の具体的なまちづくりの方向性を示した計画であります。計画策定に当たっては、復興町民委員会の皆様、有識者、そして町民、事業者、双葉町に関心のある方々による未来検討会などのご意見も頂戴し、策定いたしました。

ご質問の公共施設・町有地の有効活用・機能向上プロジェクトは、既存の公共施設や町有地を活用し、帰還される町民や新しくお住まいの方が安心できるサービスの充実、生活環境の改善、新たな働く環境整備、コミュニティ形成や交流機会の創出につながる活用を目指したいと考えております。検

討体制としましては、役場の各課長を中心とした双葉町復興まちづくり計画推進会議内に中堅、若手職員を中心とした幹事会を設置し、将来を見据えた公共施設の活用可能性や双葉駅周辺の段階的にぎわい創出について検討を始めております。

現在検討の中心は、双葉町コミュニティセンターの活用可能性についてです。検討を始めた段階ではありますが、駅前の立地を活かし、人が滞留する空間となれるよう、多目的に利用できる機能など、将来的な人の流れを含めて議論しております。また、他の公共施設、学校施設、図書館、町民グラウンドなどについても今後検討の幅を深めてまいります。引き続き公共施設及び町有地の利活用検討を進めるとともに、施設機能だけにとどまらず、将来的な回遊性も考慮したにぎわい創出を目指してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） こちらも再質問させていただきます。

復興計画に位置づけられているところではあるものの、具体的にはまだこれからというのがご答弁のところだったかなと思います。そこは、まずは1点、公共用地というのは本当に町民の皆さんがずっと使われてきて、なじみの深い、特に学校とかもそうだと思うのですけれども、やはりすごく親しみの深い公共施設、建物といいつつも、親しみの深いものではないのかなというふうに思っています。ぜひ活用の検討の中に町民の方の声というか、どういうふうに使いたいかというところを盛り込める部分、ぜひ盛り込んでいただきつつ、場のつくり込みというのですか、利活用の場づくりみたいなところをぜひ挑戦いただけないかなというのが1点でした。

その上で、ちょっと私の理解ですと、学校であったりだとか、そういう施設、かなり震災前に目的基金で整備されていて、柔軟な改修が果たしてできるのかというところが少し気になる場所もあったのですけれども、この辺り、町民の意見をうまく柔軟に反映できるような施設改修が仕組みとして可能なかどうかというところをちょっと2点目の質問としてさせていただきたいなというところでした。

あと、本当に実はちょっと最初の第1回目の質問1個目とも関連してしまうのですけれども、こういった小規模多機能みたいところをハード側にもしっかり持たせていくというのが重要ではないかなというふうに思っています。専門性の高い建物を建ててしまうと、10年後にそのニーズがなくなって使えなくなってしまったとか、いろんな発想あり得ると思うので、経年、時間の経過でそういった施設が形が変えられるような改修ができるのかとか、あとはいろんな組織がそこに入居したり、活用したりすることで柔軟な、町の変化が大きいというのは必ず前提としてあると思うので、その変化に対応して、この公共施設を柔軟に運用していくという発想もあるのではないかなと思っていて、そういった発想が持てるのかどうかというところで、3点ご回答いただけたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、いろいろな施設とか利活用に関して、町民の声を聞くべきだというふうなおたしだと思えます。これは、当然町民の声を聞かなくてはなりませんし、町民ニーズというのは我々把握していかなくてはならないというのは、これは必要だというふうに思っています。しかし、一番問題なのはどの町民を対象にというのがちょっと難しい問題になってくるのかなと。というのは、今戻って住む方、将来戻ろうとする方、まだしばらく戻れない方、戻ろうと思っていない方、どの人たちも町民なのです。その聞く部分というのが、戻らないから意見を聞く必要はないということではないと思っています。しかし、戻った町民の人たちがどういうニーズを持っているかというのも重要だと。その辺の聞く層、聞くレベル、その人たちは非常に重要ではないかなと思っています。今現在四十数名の方が戻っているということで、これ意外と年齢層は高い年齢になっています。役場職員も半分ぐらいは戻っている、半分というか、20名ぐらい戻っていますけれども、そういった部分でどういうふうな聞き取りをするべきなのかというのを、この辺が非常に難しいなというふうに実は感じているのです。

議員の皆さんから町民の声を聞くようにというご指摘はいろいろ言われます。これは当然聞くべきだと我々も思っていますし、やらなくてはならないと。でも、果たしてどのレベルの聞き方というか、どの世相、どの世代、どういう立場の人たちの声を聞くのがいいのかなというのは、私自身本当ちょっと難しいなというふうに思っています。やっぱり戻る人たち、戻った人たちがよかったと思ってもらえるような施設というのは最優先されるべきなのではないかなというふうに考えますし、かといっていつかは戻りたいと思っている人たちの意見も聞かなくてはならないだろうと。そうすると、そのバランスの取り方、そこが難しくなってくるなというふうに感じています。そういったことで、まずはどういうふうな立場の人たちの意見を聞くべきかというのは、今後検討課題になるかなと思います。

学校施設、教育施設、また行政のいろいろな施設についての補修改修で利活用、これは当然今検討していただいておりますし、元のものに利用するのか、それともまた別な目的で利用するのか、そういうふうな検討もしていただいております。当然使えるべきものは使うというのは我々も箱物行政で苦しんだ経過がありますから、これは前の失敗、失敗というわけではないですけれども、前の同じ轍を踏まないという考えは持っています。そういう部分で、ただどういうふうな利活用というのをこれもまた多様なニーズに応えられるような施設というのはなかなか難しいですし、今期待されている施設、でも議員さっきおっしゃったように、10年たったら全然そのニーズがなかったというふうな状況になることも考えられます。そうしたときに、今必要で、10年後必要でなくなるかもしれないと、これ読めないです、誰も。ですから、そこの部分はそういうふうなものを対応したとしても、次それがニーズがなくなったとしても、さらにそれを活用できるようなつくり込みというか、そういうふうなものをということに考えていくしかないのかなと。いずれにしても、いろいろな皆さんのニーズというのは多様性がありますから、それに対応できるようにいろいろな立場で検討はしていただいております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

行政の皆さんのお立場だと、目的、しっかりヒアリングの計画もしてというところもあるのだろうなというふうには思うのですが、私自身はもう少し柔軟にというか、本当にお茶会の延長みたいなお話の聞き方も一ついいのではないかなと思っていて、そこにどんな多様性があるかを理解するという場がまずはあって、その中で出てきた意見の中ですごくエッセンスが多分出てくると思うので、その中でこういう活用の仕方がいいのではないかなというような取りまとめるというような、そんな発想も一つ大事なのではないかなと思って、今お話を聞いていました。もちろん何かそこがカオスになってしまうというか、そういう状況もあり得るかもしれないのですが、でもやはり思いがある方、こういった町に帰還をしてもらうといたりとか、町に関わってもらうというところがすごく今後の双葉町には重要だと思うので、何かそういった場を町としてつくっているというのが少し住民感情という言い方もあれなのですけれども、やっぱりしっかり寄り添ってもらっているような、そんなような一つのきっかけにもなるのではないかなと思っていて、私自身も場が持つ力というか、やっぱり集まって話すというのが、実は次の展開だったり、人の気持ちを動かしたりするという部分もあると思っていますので、ぜひそういった少し緩い会みたいなのも検討していただけるとすごくうれしいなというふう思ったところでした。

あとは、施設上の改修の問題かもしれないのですが、パートでというか、エリア、いろんな施設があると思うので、うまく階で分けるのかとか、建物別で分けるのかとか、すごくうまく柔軟性を持たせられるのかなとも思っていて、その辺りちょっとさっき目的基金で改修されていたりも思うので、そういった改修ができるのかどうかみたいなところが、町民の意見を数多く受け止めようと思うと、その辺りの事前の整備も検討しておかなくてはいけないのかなと思うので、その辺りもう一回お聞きできればなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

いろいろな施設の補修改修に関しては、基金を使って対応することは可能です。その部分でしっかりと目的がどういうものなのか、将来のいろいろなニーズの多様性に対応できるようなものとして柔軟に対応していきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

では、3番の質問に行きたいと思います。役場組織運営コストについて。本年9月5日より、双葉町内において役場業務が再開されましたが、町内で居住可能な場所も少なく、個人の事情も様々あることから、遠方から通勤する職員も多数いる状況かと思えます。それにより、例えば通勤に係る自家用車の維持経費や二拠点居住における費用など、現制度上では個人負担になっているものもあっており、またこれらのコスト増は将来的にも続くと考えられ、組織維持における大きな課題となる

と考えられます。町としてこのような状況をどのように捉えているか、また解決策についてどのように取り組まれているか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、役場組織運営コストについて、組織維持のためのコスト増加の課題への取組についてのおたただしですが、本年9月5日に11年5か月を経て、町内で役場を再開することができました。あまりにも長期間にわたる役場機能の移転などにより、職員の生活拠点も個々の事由により様々な場所へ居住されております。そのため現在遠方より自家用車や公共交通機関により通勤されている職員の現状を把握しております。また、町内に居住できる賃貸住宅が少ないことも承知しておりますが、それでも賃貸住宅を改修しているところもあり、民間資本による住環境の整備も徐々に進んでいくものと期待しております。

現行条例及び規則に基づき、業務効果を最大限発揮しながら職務を遂行していけるよう、また行政組織として連携が円滑に回るよう、今後も各課及び課内の職員間の連携強化を図り、組織維持を図ってまいります。これからの双葉町のまちづくりのためには、職員の力は欠かせないため、組織維持を持続するためにも職員一人一人が職務に専念できるよう、諸事情も考慮しつつ、職員自らが住みたい町を共に考え、実現に向けた住環境、生活環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ちょっとここで再質問させていただきます。

役場が再開した9月5日でほぼ3か月、4か月ですか、の状況かなというところなのですが、この期間の間、どのくらいコストが増加しているかというところを計算できているのかというところ、交通費に関してというところと、またそれがいつまで続いてしまうのかという、そういう想定をされているのか。それに対して、例えば住居確保したほうが、その辺が職員の方がしっかり前を向いてというか、専念できるというご回答もあったと思うのですが、そういった状況をつくり出したほうがいいのか、それとも現在のまま通勤をベースにしたほうがいいのか、その辺りどういうふうな発想を今持っていていらっしゃるかというところを1点ちょっとお聞きしたいのと。

あと、今職員の方たちの住みたい町というのも考えていく必要があるというご答弁をいただいたと思うのですが、まさに私自身もそういうふうにしていて、皆さんの環境が整うことが、確実に町民の方の環境が整うということにもつながっていくのだろうなと思っていて、これちょっと賛否はあるかもしれないのですが、町の職員の方たちに向けて少し投資を、町の施策をつくっていくということも一つ考えられる要素なのかなとも思っていて、この辺りちょっとどう捉え、考えていらっしゃるのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、今の通勤や賃貸のアパートに住んでいる人、公共交通機関を使って通勤している方、車での通勤している方、そのコストの面に関しては後ほど総務課長に説明させます。

職員が住みたいようなというお話がありました。これは常々私はこの駅西の住宅エリアはそういうふうに職員の人たちに話しています。まず、自分たちが戻るといふことも考えなくてはならないし、自分たちが戻ったら、どういう町だったら戻りたいのですか、どういう町だったら住むのですか。まず、自分たちが住みたい町でなかったら、町民の皆さんも戻って住むということは考えられませんよという話は、これは前から話をしています。そういうふうな現状であるということ、さらには職員も残念ながら11年5か月、職員でありながら被災者であった人間も多いです。そういった中で、居住の環境が全国に転々ばらばら、いろいろ点在してしまっているというの、これは町にとって非常にデメリットになっていると。そういう人たちにどうしたらいいのかというのは、やっぱり私前から言っている二地域居住というの、これ当然国に認めてもらわなくてはならない。住宅をそれぞれの避難先で再建してしまうと、また双葉町に戻って造るといふことは、ある意味経済的には倍の負担がかかるわけです。そういったもののコストの軽減化というの、これも考えていかなくてはなりませんし、ただ町としてどこまで、職員だけではなくて、住民の皆さんに支援できるか、これ非常に難しい問題だと思っています。どこまでやったらいいのかといったら、限りなくどこまでもになってしまうし、ではこんなものでいいのかというのであれば、物足りないというふうな話も恐らく起きるでしょう。そうしたときに誰もが納得できるようなといふのはなかなか難しいですけれども、当然この状況で町に戻ってこられる町民の皆さんは間違いなく多かれ少なかれリスクは背負ってきているわけですから、そういったものに関して何かいい方法がなければというふうには考えてはいきたいと思えます。

あと、職員の住環境、生活環境のための投資というお話です。これ当初実はこちらに戻ってくるときに、ある企業の独身寮をお借りして、メンテをして、職員用の寮といふことの構想も実は持っていたのです。ところが、試算して、それが住めるようにするとかなりの改修費用がかかってしまう。では意味がないでしょうといふことで、ちょっとこれはなかなか踏み込めなかったという経過もあります。職員の今住んでいる民間アパートですけれども、町として職員の家賃の補助、あとは通勤とか、そういったものに関して当然手当といふのは出ていますから、ただ全てにおいて全部面倒見るといふことは、これ行政の取組としてはできません。ルールに基づいて規則にのっとったものしかできませんので、それはどこの町でも一緒ですから、そういうふうな対応はしております。当然職員が一番通常業務、災害業務で大変な仕事量をしている、疲弊もしているといふのも分かっていますから、その部分も何とかケアできるような方法といふのも今後はしっかりと考えていかなくてはならないといふことと、私個人としても、僭越ですが、私も病気で療養させていただいたので、職員には体調の変化、自分の不調を感じたら、すぐ医療施設に行くようにといふ話はさせてもらっています。これは、体の健康といふのが第一ですから、そういうふうなことも含めて職員には朝礼とか、そういう場で事あるごとに話をさせてもらっています。後ほど総務課長のほうからコストの部分で説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長、大浦富男君。

○総務課長（大浦富男君） 山根議員の再質問にご説明いたします。

通勤等に係るコストの増ということではありますが、9月の補正の時に計上させていただきました通勤手当、それ以外の移転に係る費用ということで約700万円ほど計上させていただいております。その後、実際には町内とか近隣町村に住居を移したという経過もありますので、実際には金額的には若干下がっている傾向はあります。これがいつまで続くのかというようなところでもありますが、やはり職員の家庭の諸事情なども関係してきます。さらには、生活関連施設の整備、そちらの状況など、学校の関係もあるかと思えます。そういったところを見据えた上で、職員に対しましては毎年職員アンケートみたいなのも実施しておりますので、そういったところで意見を出していただいて、こちらのほうでも様々に検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございました。

本当に条例規則がある中で、民間とは違う、なかなか経営の難しさ、あるのだろうなというのは重々承知してはいるところでした。一方で時間、お金の部分だけではなくて、おっしゃっていただいた健康であったりだとか、時間の部分であったり、諸事情いろいろあってどうしても近くに居住を移すことが難しいといった、そういった個別事情は少なからず絶対多くの方、お持ちの状況の中で、でも一方で町の再生を進めていくというような、そういった人の力というのはすごく重要だろうというふうに思っております。

例えばですけれども、時間の部分でいくと、以前はテレワークであったり、いわきの出張所に出勤できるような、あとはフレックスみたいな形でコアタイムをずらすとか、そういったような形で運用でカバーするみたいなところも、条例規則にはめながら運用でカバーするみたいなことも、多分すごく細かくなってしまうので、課長皆様の運用上の難しさはあるとは思いますが、そういったところも仕組みとして検討できるのではないかなと思っておりますが、その辺りをもう一度お聞きできたらなと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

テレワーク、フレックス、そういったものに関しては町として対応していますし、今後もそういうふうな場に当たったときには対応していきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。4、まちづくりの担い手となる人材の育成・確保について。双葉町再生においては、定住人口を増やしていくことが不可欠で、それには魅力的なまちづくりと、そのまち

づくりの過程に参加したいと思ってもらえるような仕掛けが必要であり、それらの仕掛けを生み出すことのできる人材の育成や確保が重要になると思います。そのようなまちづくり人材の育成、確保を行える制度として、総務省に地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネジャーという交付金制度があると思いますが、これらの制度活用についての方針や検討を進めていることがあるか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4、まちづくりの担い手となる人材育成・確保について、復興まちづくりを支える人材の育成・確保についてのおたただしですが、現在当町においては復興支援員制度を活用し、まちづくり会社であるふたばプロジェクトにおいて、双葉町来訪者に対する案内や地域活動、またONE福島においては「ふたばのわ」をはじめとした情報発信事業やコミュニティ支援事業などに取り組んでいるところです。

議員のご指摘のとおり、復興まちづくりを本格的にスタートする当町にとって、町民の方々が長期の避難生活を余儀なくされていることもあり、まちづくりに積極的に参加してくださる人材の育成、確保は欠かせないものと考えています。地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネジャーは近隣自治体でも活用されており、復興に係るまちづくりで活躍されていると聞いております。当町は、特定復興再生拠点の避難指示解除がなされたばかりであり、地域おこし協力隊等の活用には、地域おこし協力隊等の方々が活躍できる地域協力活動の場があることや、活用の要件となっている住民票異動に必要な住宅の確保などが必要になってくると考えています。復興まちづくりの発展と併せて、地域おこし協力隊等の活用は欠かせないものですので、他自治体の成功事例も参考にしながら、活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

活用の検討を進められていくという今ご答弁をいただいたのと、一つ、復興の支援員制度の活用というところで今お話が上がっていて、私自身もこの制度で双葉町に参画したというような経緯もあったので、その辺りの観点を踏まえてなのですが、復興支援員制度、復興支援員であったり、地域おこし協力隊というのは、即プレーヤー要素がやはり強くて、仕事を淡々とこなしていくというか、そういった決まったことに対して動いていくというような存在かなというふうに思っています。一方で重要なのが、やはりどこに向かっていくかというゴール設定かなというふうに思っていて、この辺り復興計画の具体化というところとのセットなのだと思いますけれども、どちらかという地域プロジェクトマネジャーのようなちょっとコンサルティングであったり、企画であったり、復興計画を読み解いて、どう具体化していくというような、そういう企画人材というのがすごく重要なのだろうなと思っていて、総務省の資料の中ではこの地域プロジェクトマネジャーというのはブリッジ人材とい

うふうに定義がされています。つまりセクターを超えて、いろんな地域に関係している、それこそ商工系の部署だったり、福祉の部署だったり、教育の部署だったり、あらゆる人たちをしっかりとつなぎながら、地域復興を進めていくというような、地域再生を活性化していくというような、そんなような位置づけで総務省としては定義しているかなというふうに思います。順序として、多分こういう人材が先に入ってきて、地域おこし協力隊をしっかりとマネジメントしていくというような、そんな仕組みづくりが多分重要なのだろうなというふうに考えているところではありました。

その中で、こういったプロジェクトマネジャーに担ってくれるような人材として、結構双葉町にゆかりがあって、都市部に行かれていて、そこで地域創生をしているような人材という方も多々いるというふうに私は認識しておりまして、そういう方たちと連携して、こういった制度を設計していくというのがすごくいいのではないかなと思っているのですが、その辺りちょっと可能性も含めて、この辺りの制度の理解というところも含めて、どのようにお考えを具体的に持っていらっしゃるか、もう一度お伺いできればなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

今議員おただしの件、これはできることはやっていきたいというふうに考えます。我々としては、議会のほうでもたしか視察研修で行かれたと思いますけれども、宮城県の女川町、まさに復興のトップランナーなんて言われていた町なのですけれども、私も何度か職員派遣もさせていただいている関係でお邪魔をして、いろいろな復興の取組は見させてもらっています。非常に民間活用のうまい取組をされているのです。NPOを使ったりとか、あとまちづくりに関しても取組をしていると。商工会に至っては、今までやっていた高齢の人たちがみんなリタイアして、4代の人間に任せるというふうな思い切った判断をされて、町の復興ということで取組がされていると。そういった部分で、我々も十分見習うべきものがあるだろうというふうに考えておりますし、今議員おただしの点も含めて先行事例として非常にいい結果を出しているところを我々参考にしてやっていきたいと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。

今女川のお話もされていたと思います。私も女川のお話、先日ちょっとお伺いしたりもして、4輪という発想でやられていましたという話もお伺いしました。町執行部、議会、市民、あと商工経済というような、そういった形で4輪駆動でまちづくりをしていくのだみたいな話を聞いたこともあります。あとは、まちづくりの人の流入を外から引っ張ってくるために、駅前に、すみません。お名前は失念してしまっただけですけれども、そういった外から人を受け入れるようなNPOを所在させて、うまくそこがブリッジになるような形で、地域に資源を分配していくような、そんなような仕組みをつくられているというの伺っていて、女川のモデルも一つ事例になるのだろうと思うのですけれども、そういったどういう循環をつくっていくかという、双葉町なりの何かそういった具体化というのが、

ゴールですね、というのがやはり見えてこない、この辺りの人材活用というところもいかないと思うので、その辺りどう進めて、こういう議論をどう進めていったら、そういったある程度双葉町のまちづくりのソフト面の仕組みが完成に向かっていくという感触を持っていらっしゃるか、どういうふうに進めていこうと考えていらっしゃるか。視察というのも一つ手だと思っておりますけれども、そこからどう町民を巻き込んで議論するかとか、何か具体的にどういうふうにプロセスを踏んでいったらそういう雰囲気になっていくかというのは、何かお考えをお持ちであればぜひお聞きしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

町の将来像、これに関しましては今回8月30日に避難指示解除して、住民帰還が始まりました。いつも考えているのは、まず私はじめ職員がここに戻って、町民の皆さんをお迎えするというスタイルがまず第一段階。戻ってきた町民の皆さんが、この駅西に造っている災害公営住宅だったり、再生賃貸住宅、ああ、戻ってよかったなと思われるような住環境、自然と一体化した、歩行者に優しいエリア、自分が住みたいというイメージの町をまず造らなければ、人にも喜んでもらえないだろうというのが一番自分の考えとしてはあります。そういった部分で、この駅の西がちょっと整備が遅れている部分もありますけれども、これが完成すると住んでいる皆さんには喜んでいただける施設になるのではないかというふうに感じています。一つは景観もつくり、災害に強いということもあり、電柱地中化、無電柱化ですね、これはひょんなことで話をしたら、たまたま国の予算が対応できるということで、これは予算取れたという結果ですけれども。そういったことの経過もつくり込む、人が住みやすい環境というのが一つ。

それと、町政懇談会をずっとやってきまして、言った人はかなりいたのですけれども、残念ながら言われた方、まだ戻ってこられていないのですけれども、町長、我々戻るのに働く場所なかったら戻れないよと、仕事が、いわゆる収入がなかったら生活できないでしょうと。当たり前の話です。もっともな話です。ですので、我々は浜野地区の皆さんに協力していただいて、復興産業拠点ということで企業誘致を力を入れました。今現在20件、24社、企業が入って、13社が操業しています。そういった部分である程度の雇用は確保されたのですけれども、残念ながら双葉町民の方がその企業に就職されたという話は、残念ながら私の耳に入ってないのです。町外の人たちがほとんどなのです。双葉町民のために雇用創出ということで企業を誘致したのですけれども、残念ながらそこがもうちょっと残念な部分になっているなということで、もっともっと町民の皆さんに周知をして、戻るといふ気持ちのある方には働いていただけるような町としての誘導というのも必要だろうと、やっていきたいというふうに思っています。

そういった部分で、当然戻ってきた町民の人たちが、雇用の場ができたことによって働いて、双葉に住んでもらう。企業で来た人たち、その人たちも住んでもらうと。もともとの町民と新たに移住を

される住民の人たちが、その駅西の住宅のエリアで復興について一緒に連携をして取り組んでいていただきたいと。我々だけの考えでは、やっぱり旧態依然のものになってしまう危険性もありますし、新たな住民の人たちが入ることによって斬新なアイデア、我々が考えつかないようなアイデアも出てくる可能性もあるでしょうし、発想というのは言葉は悪いのですが、年を取っていけば年を取っていただけ貧困になっていくので、若い人たちのそういう発想というのは、我々は取り入れていきたいと、それを申し訳ないけれども、利用させていただきたいと、そういうふうに思っていますので、そういった部分が今後この町の復興に明るい未来につながっていくのではないかなというふうに期待しています。

粗々の話で申し訳ありませんけれども、駅東に関してはできるできないも含めてなので、やっぱり道路整備をしっかりとっておかないと、こういうときだからこそ道路の拡張も含め、整備をしっかりと取り組んで、新たなまちづくりということで取り組めたらいいのではないかなというふうに考えています。旧の国道では、どうしても道路幅とか安全性も含めてちょっと難しいのかなと。ですから、新山鴻草線ですけれども、ある程度の部分、拡幅というのは必要になってこないのかな、必要ではないのかなというふうに、これは自分の構想ですけれども、いろいろ協議して、皆さんとも話し合っていて、そのほうがいいよとか、いや、これはこのまま残したほうがいいよということであればまた別ですけれども、そういうふうなことも将来を踏まえて10年先、20年先を踏まえたまちづくりということでやっていきたいなというふうに考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時50分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第82号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第83号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第84号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第86号 町道路線の廃止について
- 日程第6 議案第87号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第89号 土地の取得について
- 日程第9 議案第90号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第91号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第92号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第93号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第14 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1、議案第82号から日程第12、議案第93号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第82号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第82号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第83号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 私は、議案第83号に対しては反対の立場を取らせていただきます。

今般11月の8日の臨時議会においても、国際情勢の中で国内の電気、ガス等の値上げ、そして食料品の物価高騰などにより、国、町からも臨時特別給付金として町民の皆さんに給付されております。当町では、まだまだ住民の方、避難生活、厳しい生活を強いられております。今回の人事院勧告、職員に関しましても初任給、若年層の方を中心としての引上げとなっております。よって、過去3年間、去年は引き下げたものの、据え置いた経緯もございます。よって、町長と特別職の給与等は据え置くべきと思ひ、私は反対をさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 前年度も県の人事委員会の勧告を受け入れて、引き下げております。今回も県の人事委員会の勧告に沿うべきと私は判断いたしまして、この議案に賛成させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私もこの議案第83号には反対の立場を取らせていただきたいと思います。

先般9月定例議会でも町が双葉町に戻ってきたことによる大幅な補正が出ています。町の先行き、今現状では交付金等々の運営がなされている中で、我々というよりも、町長、議会もなのですけども、この議案に関してはやっぱり据え置いて様子を見る方向のほうが私はいいと思うので、反対いたします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 昨年も人事院勧告に基づいて削減しておりますが、マイナスしておりますが、今年度も人事院勧告はプラスということで0.1か月ということになっておりますので、私はこの議案に賛成いたします。昨年同様。

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第83号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成多数）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成多数です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第84号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 私は、この議案第84号、反対の立場を取らせていただきます。

まだ町内に帰還をした中で、まだ先行き不透明の中で執行、議決の部分でもう少ししっかりと経営の様子を見ていくというコスト的な意識を持つという部分で据え置くということを判断したほうがいいのではないかなと思って、反対をしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、石田翼君。

○4番（石田 翼君） 私は、原案のとおり賛成いたします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、この議案第84号は反対の立場を取らせていただきたいと思います。

同僚議員が言ったように、まだ先行きが不透明ということと、議会は震災以降も議員定数削減という、4人削減しました。12人から8人にしました。そのことによって、その中身というのはやっぱり

そのときにいた議員で今後の町の情勢を考えたときに、議員定数を削減して、要は報酬カットよりもそういうふうにしましょうという話の中で進んできています。その中で、今先行きがどうなのかといったときに、なかなか厳しい状況だと私は思っています。我々がちゃんと身を切る体制を見せなければ、町民の皆様にもちゃんとした示しが見つからないのかなという部分と、先ほども同僚議員が言った、物価が上がることによって、町民の皆さんはかなり苦しんでいると思うのです。私たちは生活給ではないという部分もあるので、この原案に関しては私は反対をさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほどの町長の議案と一緒にございますが、去年は一応人事院勧告に基づいてマイナスしておりまして、今年度は上げろということですので、上位法の人事院勧告に基づいてこの議案には賛成したいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第84号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成多数）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成多数です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第85号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第85号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第86号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第86号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第87号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第87号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第88号 指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) この指定管理者についてなのですが、プロポーザルの入札方式を多分取っていると思うのです。間違っていたらあれなのですが、実際に地元が分からない、全然遠

く離れてというような地域の会社が、本当にちゃんとしたサービスが、ちゃんとしたことができるのかなというのが私は不安で、全協でもお聞きしました。

やっぱり今までやっていた会社があるではないかということではなくて、今までも普通にこの辺の地域である会社の入札だったと思うのです。指名とか、そういうのもあったと思うのですけれども、このプロポーザルを随分双葉町は最近使って、これでちょっと問題が起きたり、利用者さんとの問題とか、そういうものが起きたときに、普通の地元の会社よりもリスクが大ききように私は見えるのです。そうなったときのことを考えているのかなというのが1つ。

あと、あそこの産業交流センターというのはまだちょっと津波被害がどうなるか分からないと私は思うのです。スーパー堤防も全部できているわけではない。防風林も全然なくなっていて、それがなくなって、ちゃんとして、前回の津波の50%を削減できるというような計画だったと思うのですけれども、前回以上のものができたときに、避難場所とかそういうのもあるので、地元の方がやっぱりいれば、どこに逃げるとか、そういうのもいろんな面でちょっとどうなのかななんて思うのですが、そこら辺はどういうふうにお考えなのか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員からの質問にお答えいたします。

今回の指定管理者の指定につきましては、議員おただしのとおり、プロポーザルというふうな方式を取っております。私に報告が上がっているのは5社、プロポーザルに手を挙げて参入しております。その中で、プロポーザルの審査をしたそれぞれの人間の総合的な判断で、こういう結果に至ったというふうに報告を受けております。詳しくは、後ほど復興推進課長のほうに説明をさせます。

また、津波に対してのおただしも併せてあったと思いますが、防潮堤、さらには海岸防災林、現在の産業交流センター、底地に関しましては2メートルかさ上げをしているということと、防潮堤、さらには海岸防災林の効果で、平成23年の東日本大震災の時の津波が一部といいますか、17.5メートルの津波の高さだったという報告がありますが、その状況で同じような津波の状況としてあったとしても、産業交流センターまでには1メートル以下に減災されるというふうな試算がされております。そういった部分でかなり減災されるようなつくり込みといいますか、整備がされているということであり、当然津波被災地域でありますから、_____、そういった部分での人間に対する被害というのは軽減されるということと、当然防災訓練も今後しっかりとやっていかななくてはならないということを考えまして、議員ご指摘の避難場所、そういったものも今後しっかりと取り組んでいかななくてはならないというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 復興推進課長、横山敦君。

○復興推進課長（横山 敦君） 菅野議員のご質問にご説明させていただきます。

ご質問のプロポーザル審査の審査項目なのですけれども、産業交流センターの単なる維持管理という委託ではなくて、産業交流センターのもので交流となる拠点と考えております。その中で、審査の

中身、地域、関係団体との連携、あと施設の活用策、交流人口に資する提案が優れていた。あと、地元企業への発注などの地域経済に貢献する具体的な提案があったというところで、総合的に判断させていただきました。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

ある程度は理解している部分もあるのですけれども、ただ課長のほうが答えてもらった地元地域との連携というのは、かなり今まで地元企業が苦しんできた部分です。大体において本当にやる、やるというふうにやってきたところが、大きな企業であまりないという実績と、では本当にどうなのといったら、手を挙げてくれないから、やってくれないから、高いからというものが出てくるのです。だから、できれば連携も含めて、入居者の方々も含めて、やっぱり安全、安心も利用者の方にちゃんとしてほしい。町長、津波の話も答えてもらってありがたいのですけれども、ただ本当にこの前一般質問でも、昨日言ったのですけれども、11月22日の新聞で北海道三陸沖地震、マグニチュード8という数字が今出てきて、国もその対応に12月16日から入りますよという報道がありました。その中で前と同じというよりも、もっとすごくなってきたときに、例えば1メートルというと、1メートルでも津波が来れば、その後に避難とか何とかとなったときに、やっぱり地元企業のほうがいいのか。本当に地元を分かっている方たちがやってくれるのが一番いいのかなんて思うのです。

プロポーザルもいいのだけれども、それは今の入札制度に文句をつけるわけではないのですけれども、そういうのと振り分けしてやってほしいなというのが一つなのです。地元企業との連携、地元の町民との連携とか、そういう面ではやっぱり田舎の特色を活かしていかなくてはならないのかなというのもあるので、そこら辺やっぱり考えていただきたいな。津波のほうは、最高約30メートルの津波が来ると新聞には書いてありました。そういうのも考えたときに、やっぱりここはちょっと違うのではないかなと思うところが僕あるのです。やっぱり地元の方は地元をよく分かっているので、ぜひともそういうような制度自体は分かるのですけれども、やっぱり振り分けしてやっていただきたいなと思うのです。そこら辺ご答弁お願いします。

すみません。入札自体はもう終わってしまったので、今後そういうふうに地元企業だけではなくて、連携だけではなくて、町民とか避難とかそういうものを考えた入札の振り分けをお願いしたいなと思うのですけれども、そこら辺お答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今回のプロポーザルで指定管理の指定で取られた事業者に関しましては、当然町のほうからもその仕事の分野によってですけれども、地元企業の参入ということで配慮をいただきたいというふうなお願いはしてございます。当然地元のこちらの入札で、プロポーザルで指名を受けた企業も、地元の企

業の分野に関して配慮をするというふうな報告を受けております。また、津波の件ですけれども、議員ご指摘の提言に関しましては、当然今後もそういうふうなことに关してはしっかり取り組んでいかなくてはならないと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。
（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時29分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第88号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第89号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第89号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時36分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 議案第88号の中で、菅野議員の質問の中で私の答弁で訂正をさせていただきたい部分がありますので、話をさせていただきたいと思います。

「_____」というふうな言葉を使っておりますが、その言葉に対して削除をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から、「_____」の部分の発言の取消しをしたいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、町長、伊澤史朗君からの発言の申出を許可することに決定しました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第90号 令和4年度双葉町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第15款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第16款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第17款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第18款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第19款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第21款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 6ページです。

第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 10ページです。

第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第90号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第91号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第91号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第92号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第92号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第93号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第93号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時52分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 山 根 辰 洋

署名議員 小 川 貴 永